

監査公表第1号

平成22年11月12日公表の監査結果に係る勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、北海道知事から次のとおり措置の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月8日

北海道監査委員	沢	岡	信	広
北海道監査委員	喜	多	龍	一
北海道監査委員	坂	本	人	士
北海道監査委員	太	田		博

住民監査請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置

1 改善措置対象

精神保健啓発事業に係る補助金

2 改善措置の内容

住民監査請求に係る監査結果を踏まえ、平成21年度精神保健啓発事業において補助対象としていた事業のうち、その事業執行に当たって支出される経費のすべてを助成金等の補助金以外の資金でまかなっていた事業については、その経費を補助対象経費から控除することとし、当該補助金に係る補助対象経費を再積算し、額の再確定を行った結果、過大交付となった補助金について、補助事業者に対し返還を求めることとする。

3 改善措置について

道は、住民監査請求に係る監査結果に基づく勧告を受け、監査対象となった平成21年度精神保健啓発事業については、当該補助金に係る補助対象事業のうち、家族相談員養成セミナー開催事業、精神障害回復者スポーツ大会事業及び精神障害リハビリテーション推進北海道フォーラム事業を行った社会復帰・社会参加促進事業に係る経費を当該事業に要する経費から除くこととし、改めて、当該補助金の補助対象経費等について審査を行った上で、補助金額の再確定を行うため、補助対象事業者である社団法人Aに対し、平成22年11月19日付け障福第2074号により保健福祉部長名で関係書類を提出するよう通知した。

その後、社団法人Aから、平成22年11月30日付けで平成21年度精神保健啓発事業に係る補助事業等実績報告書の再提出があり、その内容を審査したところ、補助対象経費の算出に当たっては、当初の補助対象経費625万3,031円から、家族相談員養成セミナー開催事業に係る経費20万833円、精神障害回復者スポーツ大会事業及び精神障害リハビリテーション推進北海道フォーラム事業を行った社会復帰・社会参加促進事業に係る経費230万8,721円、合計250万9,554円を除くとともに、新たに、事業執行のため臨時的に雇用した職員の賃金3万8,050円を加えた額378万1,527円を補助対象経費としており、監査結果を踏まえた適正な内容と認めることができた。

その結果、道は、当該補助金の額として補助対象経費378万1,527円をもって再確定を行い、既に交付した補助金550万8,000円との差額172万6,473円を過大に交付したことになることから、平成23年1月17日付けで、社団法人Aに対し、その返還を求めたところである。

4 今後の事務処理について

今後、社団法人Aに対し、補助事業が適切に行われるよう指導・監督の強化を図るとともに、補助金等の額の確定に際しての現地調査等の実施に当たっては、収支関連書類等の確認を徹底し、事業の適切な執行に万全を期することとする。